

## 少子化対策の推進

提案・要望先 内閣府・文部科学省・厚生労働省

### 提案・要望の要旨

全国的な少子化の流れを変えるために、国の主要政策として、抜本的な少子化対策を行うこと

特に、各種調査で常に上位にあげられる子育て家庭等の経済的負担の軽減や、仕事と家庭の両立支援の促進のための対策を早急に行うこと

### 提案・要望の具体的内容

#### 【現状及び課題】

少子化の進行は、地域の過疎化や労働力人口の減少など、我が国の社会面や経済面に、将来、深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

これまで、次世代育成支援対策推進法などに基づき、国と地方で総合的な少子化対策の推進が図られていますが、平成17年は、死亡数が出生数を上回る人口自然減が始まり、出生数、合計特殊出生率ともに過去最低水準となるなど、依然として少子化の進行に歯止めがかかっていません。

こうした全国的な少子化の流れを変えるためには、国の主要政策として思い切った取り組みがなされるべきだと考えます。中でも、各種調査で常に上位にあげられる子育て家庭等の経済的負担の軽減や、仕事と家庭の両立支援の促進のための対策を早急に行う必要があります。

## 【要望内容】

### 1．子育て家庭等の経済的負担の軽減

子育て家庭等を経済的に支援するため、税制や年金制度の見直しを含めて社会保障制度の全般にわたる抜本的な見直しを行い、国の責務において早急に具体的な対策を講じること。

- ( 1 ) 就学前の保育と教育の無償化等について、早急に検討を行うこと。
- ( 2 ) 児童手当制度において、支給対象年齢や支給額の引き上げなどの一層の拡充を図ること。
- ( 3 ) 就学前の乳幼児にかかる医療費の無料化を図ること。
- ( 4 ) 特定不妊治療費助成事業の対象治療の医療保険の適用を図ること。また、医療保険が適用されるまでは、現行事業の助成額の増額や所得制限の撤廃などの拡充を図ること。

### 2．仕事と家庭の両立支援の促進

育児休業を取得しやすい職場づくりを推進するなど、企業(とりわけ取り組みの進んでいない中小企業)における子育て支援の取り組みの促進を図ること。

- ( 1 ) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、努力義務となっている従業員300人以下の企業等についても義務化を拡大していくこと。(就業規則の作成・届出義務のある従業員10人以上の企業等)
- ( 2 ) 育児休業給付を、産前産後休業中の出産手当金並みに引上げること。

【高知県担当課室】健康福祉部健康づくり課、こども課  
商工労働部雇用労働政策課  
教育委員会幼保支援課